

プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>② プロ選手及びクラブは、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>満16歳以上で、かつ</u>、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p>	<p>プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>② プロ選手及びクラブは、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>選手は</u>、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p><u>1-2-1 選手契約</u></p> <p>① <u>選手契約</u></p> <p>(1) <u>選手契約には、当事者の名前、契約の目的、当事者の権利と義務、当事者の地位と役務、報酬、契約期間及び各当事者の署名又は記名捺印が含まれなければならない。</u></p> <p>(2) <u>選手及びクラブは、本協会が定める日本サッカー協会選手契約書（以下、「統一契約書」という。）により選手契約を締結しなければならない。当事者は追加的な合意書によって統一契約書を補完することができるものとするが、これら追加的合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。</u></p> <p>(3) <u>前号にかかわらず、外国籍の選手と契約する場合、統一契約書以外の契約を用いることができる。ただし、この場合もその内容は、統一契約書に準じたものでなければならない。</u></p> <p>② <u>基本原則</u></p> <p>プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</p>	<p>条文の移動（1-3①から移動）</p>

④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。

⑤ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。

⑥ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。

⑦ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。

⑧ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。

⑨ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

⑩ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接又は間接に受け取る権

③ 正当事由の無い契約解除時の損害賠償金

クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。

④ 選手契約の最少年齢

4月1日時点で満15歳の選手（日本における高校一年生に相当する年齢の選手）は、当該4月1日以降の期間を対象とする選手契約を締結することができるものとし、この日より前の期間を対象期間とする選手契約は無効とする。

⑤ 選手契約の長さ

選手契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。なお、選手契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。

⑥ 選手契約における禁止事項

(1) 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。

(2) プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。

(3) いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

(4) いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接又

プロ契約が締結できる最少年齢の変更

利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本項において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍若しくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

⑪ いかなるクラブ及び選手も、本規則及びFIFA規則の適用を回避し、又は、他人若しくは他の団体を欺く目的で、同一選手について中間クラブを介在させ2回の連続した移籍（国内、国際を問わない）（以下、「ブリッジ移籍」という。）に関与してはならない。同一の選手が16週間以内に二回連続して移籍した場合、そうでないことをクラブ又は選手が証明できない限り、当該二回の移籍に関与した選手及びクラブはブリッジ移籍に関与したものと推定される。本規則に違反した場合、当該目的との関係では当該ブリッジ移籍は無効とし、かつ、違反した者には本協会規律委員会によって懲罰が科される。

⑫ 前項に定めるもの以外にも、クラブ及び選手は、本規則及びFIFA規則の適用を回避することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。違反した者には本協会規律委員会によって一定期間の新たな選手の登録禁止処分又は活動停止処分を含む懲罰が科される。

⑬ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

1-3 選手契約

① 選手契約

（1）選手契約には、当事者の名前、契約の目的、当事者の権利と義務、当事者の地位と役務、報酬、契約期間及び各当事者の署名又は記名捺印が含まなければならない。

は間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本項において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍若しくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

（5） いかなるクラブ及び選手も、本規則及びFIFA規則の適用を回避し、又は、他人若しくは他の団体を欺く目的で、同一選手について中間クラブを介在させ2回の連続した移籍（国内、国際を問わない）（以下、「ブリッジ移籍」という。）に関与してはならない。同一の選手が16週間以内に二回連続して移籍した場合、そうでないことをクラブ又は選手が証明できない限り、当該二回の移籍に関与した選手及びクラブはブリッジ移籍に関与したものと推定される。本規則に違反した場合、当該目的との関係では当該ブリッジ移籍は無効とし、かつ、違反した者には本協会規律委員会によって懲罰が科される。

（6） 前号に定めるもの以外にも、クラブ及び選手は、本規則及びFIFA規則の適用を回避することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。違反した者には本協会規律委員会によって一定期間の新たな選手の登録禁止処分又は活動停止処分を含む懲罰が科される。

⑦ 登録の義務

プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

1-3 報酬

条文の移動

(2) 選手及びクラブは、本協会が定める日本サッカー協会選手契約書（以下、「統一契約書」という。）により選手契約を締結しなければならない。当事者は追加的な合意書によって統一契約書を補完することができるものとするが、これら追加的な合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。

(3) 前号にかかわらず、外国籍の選手と契約する場合、統一契約書以外の契約を用いることができる。ただし、この場合もその内容は、統一契約書に準じたものでなければならない。

② 報酬の下限額

③ 報酬の上限額（契約の初年度）

- 1－6 選手の登録数
- 1－7 他のクラブの育成組織の選手への接触
- 1－8 契約更新

2. 登録

2－1 本協会への登録

⑤ 登録年度（年度）

(2) 選手は、1つの登録年度において最大3つのクラブに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2クラブのために公式試合に出場する資格を有する。

① 報酬の下限額

② 報酬の上限額（契約の初年度）

- 1－5 選手の登録数
- 1－6 他のクラブの育成組織の選手への接触
- 1－7 契約更新

2. 登録

2－1 本協会への登録

⑤ 登録年度（年度）

(2) 選手は、1つの登録年度において最大3つのクラブに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2クラブのために公式試合に出場する資格を有する。ただし、この例外として、選手が登録年度の異なるチーム間を移籍する場合（すなわち、選手がJリーグ又はJFLの第1種チームとこれら以外のチームとの間で移籍する場合）、選手は3つ目のクラブのために公式試合に出場することができる。

誤記の訂正

シーズン内に登録/出場可能なクラブ数に関するルールについてFIFA規則同様の例外規定の設定

12. 改正

12. 改正

2026年 3月12日

女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>2. 登録</p> <p>2-1 本協会への登録</p> <p>⑤ 登録年度（年度）</p> <p>（1）登録年度（選手の登録が有効となる期間をいい、「シーズン」と同義とする）は以下の通り定める。</p> <p>イ. WEリーグのトップチーム及び所属選手：7月1日から翌年6月30日までの1年間</p> <p>ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間</p> <p>（2）選手は、1つの登録年度において最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。</p> <p>11. 改正</p>	<p>女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>2. 登録</p> <p>2-1 本協会への登録</p> <p>⑤ 登録年度（年度）</p> <p>（1）登録年度（選手の登録が有効となる期間をいい、「シーズン」と同義とする）は以下の通り定める。</p> <p>イ. WEリーグのトップチーム及び所属選手：7月1日から翌年6月30日までの1年間</p> <p>ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間</p> <p>（2）選手は、1つの登録年度において最大3つのチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。<u>ただし、この例外として、選手が登録年度の異なるチーム間を移籍する場合（すなわち、選手がWEリーグのトップチームとそれ以外のチームとの間で移籍する場合）、選手は3つ目のチームのために公式試合に出場することができる。</u></p> <p>11. 改正</p> <p><u>2026年 3月12日</u></p>	<p>シーズン内に登録/出場可能なクラブ数に関するルールについてFIFA規則同様の例外規定の設定</p>

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第5条 <u>〔アマチュア選手〕</u> <u>アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。</u></p> <p>第6条 <u>〔プロ選手〕</u> プロ選手とは、その所属チームとの書面（電子契約を含む）による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>第11条 <u>〔登録年度（年度）〕</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ又はJFLの第1種チーム、WEリーグのトップチーム及びそれらの所属選手は7月1日より翌年6月30日までの1年間、それ以外のチーム及びその所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については、原則として、当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。 プロ選手の場合で、選手との契約が終了した場合、チームは当該選手をチームから抹消しなければならない。 選手は、1つの登録年度中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公 	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第5条 <u>（削除）</u></p> <p>第6条 <u>〔選手の地位（アマチュア及びプロ）〕</u> プロ選手とは、その所属チームとの書面（電子契約を含む）による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。<u>その他のすべての選手はアマチュア選手とする。</u></p> <p>第11条 <u>〔登録年度（年度）〕</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 前条に基づく登録の有効期間は、毎年、Jリーグ若しくはJFLの第1種チーム又はWEリーグのトップチーム及びそれらの所属選手は7月1日より翌年6月30日までの1年間、それ以外のチーム及びその所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については、原則として、当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。 プロ選手の場合で、選手との契約が終了した場合、チームは当該選手をチームから抹消しなければならない。 選手は、1つの登録年度中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公 	<p></p> <p>表現をFIFA規則に合わせる</p> <p>シーズン内に登録/出場可能なクラブ</p>

式試合に出場する資格を有する。

〔改正〕

式試合に出場する資格を有する。ただし、この例外として、選手が登録年度の異なるチーム間を移籍する場合（すなわち、選手がJリーグ若しくはJFLの第1種チーム又はWEリーグのトップチームとこれら以外のチームとの間で移籍する場合）、選手は3つ目のチームのために公式試合に出場することができる。

〔改正〕

2026年 3月12日

数に関するルールについてFIFA規則同様の例外規定の設定

懲罰規程 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備考
<p>懲罰規程</p> <p>第23条 〔懲罰の通知〕</p> <p>1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム）に書面にて通知するものとする。</p> <p>第35条 〔総 則〕</p> <p>1. 本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の司法機関（以下、本節においては「第一審機関」という。）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という。）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。</p> <p><u>2.</u> Jリーグが第3条第3項に基づき科した懲罰については、不服申立委員会は、Jリーグ規約等を根拠として再審議を行い、新たに決定を下すものとする。</p> <p>第42条 〔不服申立委員会の決定の通知〕</p> <p>不服申立委員会の通知は、原則として電子メールによるものとする。この場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知さ</p>	<p>懲罰規程</p> <p>第23条 〔懲罰の通知〕</p> <p>1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム）に書面（<u>電磁的方法によるものを含む。以下同様</u>）にて通知するものとする。</p> <p>第35条 〔総 則〕</p> <p>1. 本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の司法機関（以下、本節においては「第一審機関」という。）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という。）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。</p> <p><u>2. 不服申立委員会は、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。</u></p> <p><u>3. 不服申立委員会は、本規程に基づき、原懲罰における事実認定及び規定の適用の双方について再審議する権限を有する。</u></p> <p><u>4.</u> Jリーグが第3条第3項に基づき科した懲罰については、不服申立委員会は、Jリーグ規約等を根拠として再審議を行い、新たに決定を下すものとする。</p> <p>第42条 〔不服申立委員会の通知〕</p> <p>不服申立委員会の通知<u>及び連絡</u>は、原則として電子メールによるものとする。この場合、本協会、都道府県協会等又は競技会主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効</p>	<p>適正化</p> <p>委員会の権限の明確化</p> <p>適正化</p>

れたものとみなされる。

に通知されたものとみなされる。

第48条の2 〔決定の通知〕

1. 不服申立委員会は、書面により決定を通知するものとし、通知は決定の理由を含むものとする。
2. 前項にかかわらず、不服申立委員会の委員長の裁量により、理由を付した決定に先行して、決定のみを先に通知することができる。この場合、基本規則第10条に定めるスポーツ仲裁裁判所(CAS)への申立期限は、理由を付した決定の通知日から起算するものとする。

理由を付さない決定の先行通知について規定する

第48条の2 〔決定の公表〕

〔改正〕

第48条の3 〔決定の公表〕

〔改正〕

2026年 3月12日

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

3-1-1. 試合放棄

- (1) チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処分を科す。違反行為が重大な場合は3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

3-1-1. 試合放棄

- (1) チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処分を科す。違反行為が重大な場合は3-7に従い追加的な懲罰を科すものとする。

適正化

和解あっせんに関する規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>和解あっせんに関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 〔趣 旨〕</p> <p>本規則は、定款第50条に基づき、裁定委員会における和解あっせんに関する事項について定める。</p> <p>第 2 条 〔手続の非公開〕</p> <p>和解あっせんに関する裁定委員会の手続及び記録は非公開とする。ただし、裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。</p> <p>第 3 条 〔言 語〕</p> <p>1. 和解あっせんに関する裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用する。</p> <p>2. <u>和解あっせんに関する裁定委員会の手続において</u>、当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書に<u>ついて</u>は日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>第 4 条 〔代理人〕</p>	<p>和解あっせんに関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 〔趣 旨〕</p> <p>本規則は、定款第50条に基づき、裁定委員会における和解あっせんに関する事項について定める。<u>本協会に加盟・登録する個人又は団体の間で生じた紛争を中立かつ公正な手続を通じて円満に解決することを目的とする。</u></p> <p>第 2 条 〔手続の非公開〕</p> <p>和解あっせんに関する裁定委員会の手続及び記録は非公開とする。ただし、裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。</p> <p>第 3 条 〔言 語〕</p> <p>1. 和解あっせんに関する裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用する。</p> <p>2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書には日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>第 4 条 〔代理人〕</p>	<p>規則の目的を補足的に追加</p> <p>適正化</p>

和解あっせんに関する裁定委員会の手続において、弁護士及び裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

第5条 〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、和解あっせんに関する裁定委員会の手続に関して、会議その他の運営に関する細則を定めることができる。

第2章 紛争に関する和解あっせん手続

第6条 〔和解あっせん手続〕

基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。

- (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争
- (2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争

第7条 〔和解あっせん委員〕

裁定委員長は、相当と認める場合には、1名又は複数の裁定委員に和解あっせん手続を担当させ、和解あっせん手続に関する裁定委員会の権限を委任することができる。

和解あっせんに関する裁定委員会の手続において、弁護士及び裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

第5条 〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、和解あっせんに関する裁定委員会の手続に関して、会議その他の運営に関する細則を定めることができる。

第2章 紛争に関する和解あっせん手続

第6条 〔和解あっせん手続〕

1. 基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。

- (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争
- (2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争

2. 前項にかかわらず、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約による。

3. 手続の開始時点で本協会に加盟又は登録しない個人又は団体は、当事者となることはできない。

第7条 〔和解あっせん委員〕

裁定委員長は、相当と認める場合には、1名又は複数の裁定委員に和解あっせん手続を担当させ、和解あっせん手続に関する裁定委員会の権限を委任することができる。

第8条 〔忌避・辞任〕

対象者の明確化

委員に係る忌避及

び辞任を規定

第8条 〔手続の開始〕

和解あっせん手続は、当事者のいずれかによる申立があった場合に開始する。

第9条 〔申立手続〕

1. 和解あっせん手続の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。

(1) 申立書

(2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本又は写し

(3) 代理人により申立を行う場合は、委任状

2. 前項第1号の申立書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス

(2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス

(3) 申立の趣旨

(4) 申立の理由及び立証方法

3. 申立の手数料は1件につき金10万円(消費税等込)とし、申立と同時に納付しなければならない。

1. 裁定委員長又は委員は、当事者又は事案との間に利害関係等を認められる場合には、当該手続にかかる職務から辞任しなければならない。

2. 当事者は、手続に関わる裁定委員長又は委員に公平性を欠く事情がある場合、忌避を申し立てることができる。

第9条 〔手続の開始〕

和解あっせん手続は、当事者のいずれかによる申立があった場合に開始する。

第10条 〔申立手続〕

1. 和解あっせん手続の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。

(1) 申立書

(2) 主張を裏付ける書証

(3) 委任状（代理人による申立の場合）

2. 申立書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）、住所、電話番号及びメールアドレス

(2) 代理人の氏名、住所、電話及びメールアドレス （代理人による申立の場合）

(3) 申立の趣旨

(4) 申立の理由及び立証方法

3. 申立の手数料は1件につき金10万円(消費税等込)とし、申立と同時に納付しなければならない。

適正化

第10条 〔申立の受理及び通知〕

1. 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときには、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には申立を受理しないことができる。
 - (1) 申立人が不当な目的により申立をしたものと認められるとき
 - (2) 申立人が権利又は権限を有しないと明らかに認められるとき
 - (3) 正当な代理権限を有しない者が関与する申立と認められるとき
 - (4) 本協会において既に紛争処理を行った紛争に関する申立であるとき
 - (5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申立と認められるとき
 - (6) 申立にかかる事案について、裁判所その他の機関において訴訟・調停等の手続が係属中であるとき
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本協会が紛争処理を行うのに適当でないと認めるとき
2. 前項の通知には、申立書及び書証各1部を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを被申立人に送付し、又は申立の概要を適当な方法で被申立人に通知して、書類の全部を送付しないことができる。

第11条 〔答 弁〕

1. 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
 - (1) 答弁書

第11条 〔申立の受理及び通知〕

1. 裁定委員会は、前条に適合する申立があったときには、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には申立を受理しないことができる。
 - (1) 申立人が不当な目的により申立をしたものと認められるとき
 - (2) 申立人が権利又は権限を有しないと明らかに認められるとき
 - (3) 正当な代理権限を有しない者が関与する申立と認められるとき
 - (4) 本協会において既に紛争処理を行った紛争に関する申立であるとき
 - (5) 紛争解決に必要な問題に対する判断を求める申立と認められるとき
 - (6) 申立にかかる事案について、裁判所その他の機関において訴訟・調停等の手続が係属中であるとき
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本協会が紛争処理を行うのに適当でないと認めるとき
2. 前項の通知には、申立書及び書証を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを被申立人に送付し、又は申立の概要を適当な方法で被申立人に通知して、書類の全部を送付しないことができる。

第12条 〔答 弁〕

1. 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出することができる。
 - (1) 答弁書

(2) 答弁の理由を裏付ける書証がある場合はその書証の原本又は写し

(3) 代理人により答弁を行う場合は委任状

2. 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス

(2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス

(3) 答弁の趣旨

(4) 答弁の理由及び立証方法

3. 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。

4. 前項の通知には、答弁書及び書証各1部を添付しなければならない。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを申立人に送付し、又は答弁書の概要を適当な方法で申立人に伝達して、書類の全部を送付しないことができる。

第12条 [提出書類の部数]

本規則により申立人又は被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

(2) 答弁の理由を裏付ける書証

(3) 委任状（代理人による申立の場合）

2. 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）、住所、電話番号及びメールアドレス

(2) 代理人の氏名、住所、電話及びメールアドレス（代理人による申立の場合）

(3) 答弁の趣旨

(4) 答弁の理由及び立証方法

3. 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。

4. 前項の通知には、答弁書及び書証を添付する。ただし、裁定委員会が適当と認めるときは、その書類の一部のみを申立人に送付し、又は答弁書の概要を適当な方法で申立人に伝達して、書類の全部を送付しないことができる。

第13条 [資料提出方法]

裁定委員会への各種資料等の提出は原則として、電磁的方法（電子メールへの添付又はファイル共有サービス等を利用する方法）によるものとする。特段の指定がない限り、郵送、手交その他の方法による提出は受理しない。

不要のため削除

手続の電子化等への対応

第13条 〔期日の開催〕

1. 裁定委員会は、和解あっせん手続開始後速やかに、当事者双方に、和解あっせん期日および場所を通知する。
2. 和解あっせん手続期日は、原則として当事者双方の出席のもとに本協会において開催する。ただし、当事者の一方の同意がある場合、当事者の一方が適式な期日の通知を受けているにもかかわらず出席しない場合及び裁定委員会が相当と認める場合は、他方の当事者のみの出席のもとに開催することができる。

第14条 〔利害関係人の参加〕

裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者双方の同意を得て、当事者以外の利害関係人の手続への出席を許可し、又はこれを求めることができる。

第15条 〔期日外準備〕

裁定委員会は、第1回期日以前はもちろん、その他の期日外であっても、当事者に対して、主張及び争点の整理、証拠の提出その他必要な準備を求めることができる。

第14条 〔審理の方法〕

1. 裁定委員会は以下いずれか、又は複数を組み合わせて審理を行う。
 - (1) 書面審理
 - (2) 聴聞（オンライン又は対面）
 - (3) 必要な第三者からの意見聴取
2. 手続は当事者双方が平等に参加できるよう配慮して行う。

第15条 〔聴聞〕

1. 裁定委員会が聴聞による審理を行う場合、当事者双方にその日時等を通知する。
2. 聴聞は、原則として当事者双方の出席のもとに開催する。ただし、当事者の一方の同意がある場合、当事者の一方が日時等の通知を受けているにもかかわらず出席しない場合又は裁定委員会が相当と認める場合は、他方の当事者のみの出席のもとに開催することができる。

第16条 〔追加資料の提出〕

裁定委員会は、必要に応じ、当事者に証拠資料その他の追加資料の提出を求めることができる。

実態に合わせた審理方法の適正化

適正化

第16条 〔審理又は調査のための権限等〕

1. 当事者の意見陳述及び証拠の提出は原則として各当事者が文書で行う。
2. 裁定委員会が申立の審理のために必要と認めるときは、利害関係人・第三者の証言若しくは鑑定人の鑑定を求め、資料の提出を命じ、その他の調査を行うことができる。
3. 前項の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第17条 〔和解の成立〕

1. 当事者の申出がある場合又は裁定委員会が相当と認める場合には、裁定委員会は当事者に和解を勧告することができる。
2. 当事者間に和解が成立した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、当事者双方に和解契約書を作成させた上で、裁定委員長が立会人としてこれに署名捺印する。
3. 前項の和解契約書には、申立手数料その他の手続費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第18条 〔裁定案の提示〕

1. 裁定委員会は、必要又は適切と認める場合には裁定案（和解案を含む）を提示することができる。
2. 裁定案は、原則として書面で当事者双方に交付するものとし、裁定委員会が相当と認める場合には、その理由を書面又は口頭で説明する。
3. 当事者は、裁定案に対して諾否の自由を有する。
4. 裁定案を当事者双方が受諾した場合には、前条に従って和解契約書を作成するものとする。
5. 裁定案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、裁定委員

第17条 〔審理又は調査のための権限等〕

1. 当事者の意見陳述及び証拠の提出は原則として各当事者が文書で行う。
2. 裁定委員会が申立の審理のために必要と認めるときは、利害関係人・第三者の証言若しくは鑑定人の鑑定を求め、資料の提出を命じ、その他の調査を行うことができる。
3. 前項の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第18条 〔和解の成立〕

1. 当事者の申出がある場合又は裁定委員会が相当と認める場合には、裁定委員会は当事者に和解を勧告することができる。
2. 当事者間に和解が成立した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、当事者双方に和解契約書を作成させた上で、裁定委員長が立会人としてこれに署名捺印する。
3. 前項の和解契約書には、申立手数料その他の手続費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第19条 〔和解案の提示〕

1. 裁定委員会は、必要又は適切と認める場合には和解案を提示することができる。
2. 裁定案は、原則として書面（電磁的方法によるものを含む。以下同様）で当事者双方に交付するものとし、裁定委員会が相当と認める場合には、その理由を書面又は口頭で説明する。
3. 当事者は、裁定案に対して諾否の自由を有する。
4. 裁定案を当事者双方が受諾した場合には、前条に従って和解契約書を作成するものとする。
5. 裁定案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、裁定委員

会はさらに和解あっせん手続を継続することができる。

6. 裁定案には、申立手数料及びその他の費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第19条 〔申立の変更、取下〕

1. 申立人は、被申立人の同意を得て、申立を変更することができる。
2. 申立人は、いつでも申立を取り下げることができる。

第20条 〔和解あっせん手続の終了〕

1. 裁定委員会は、和解あっせん手続の結果、和解の見込みがないと認める場合及び当事者の一方が明確に手続の終了を求めた場合には、和解あっせん手続を終了し、当事者双方に手続終了の通知を行うものとする。
2. 裁定委員会は、以下の場合には和解あっせん手続を終了させることができる。
 - (1) 当事者が和解あっせん手続に出頭せず、その他裁定委員会の指示に従わないため、和解あっせんが困難なとき
 - (2) 裁定委員会が、事案が和解あっせんに適しないと認めるとき

会はさらに和解あっせん手続を継続することができる。

6. 裁定案には、申立手数料及びその他の費用を負担する当事者及びその割合を記載しなければならない。

第20条 〔申立の変更、取下〕

1. 申立人は、被申立人の同意を得て、申立を変更することができる。
2. 申立人は、いつでも申立を取り下げることができる。

第21条 〔手続の終了〕

1. 裁定委員会は、和解あっせん手続の結果、和解の見込みがないと認める場合及び当事者の一方が明確に手続の終了を求めた場合には、和解あっせん手続を終了し、当事者双方に手続終了の通知を行うものとする。
2. 前項に加え、裁定委員会は、以下の場合には和解あっせん手続を終了させることができる。
 - (1) 当事者が和解あっせん手続に出頭せず、その他裁定委員会の指示に従わないため、和解あっせんが困難なとき
 - (2) 裁定委員会が、事案が和解あっせんに適しないと認めるとき

第22条 〔秘密保持〕

裁定委員会、事務局及び当事者は、本手続で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく場合、又は当事者双方が同意した場合はこの限りではない。

第21条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第22条〔施行〕

本規則は、2014年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年12月19日（2014年4月 1日施行）

2016年 3月10日（2016年4月 1日施行）

2017年 4月13日

2021年 4月 8日

2022年 2月10日

2024年11月21日

第23条〔改正〕

本規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第24条〔施行〕

本規則は、2014年4月1日から施行する。

〔改正〕

2013年12月19日（2014年4月 1日施行）

2016年 3月10日（2016年4月 1日施行）

2017年 4月13日

2021年 4月 8日

2022年 2月10日

2024年11月21日

2026年 3月12日